

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に伴う
生活保護業務における学校給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和 2 年 2 月 28 日元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知）が発出され、本年 3 月 2 日から春季休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう要請が行われているところです。

また、これに伴い、同省より「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」（令和 2 年 3 月 10 日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）が発出され、学校の設置者に対して、3 月 2 日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）について、返還等を行い保護者の負担とならないよう要請が行われているところです。

つきましては、生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

1 学校給食費が被保護者に対して返還された場合の取扱いについて

生活保護制度において、通常予測される生活需要については、経常的最低生活費のやりくりによりまかなうこととしているが、この臨時休業に伴う家庭での昼食は、通常予測される需要ではないことに鑑み、被保護者に対して返還された学校給食費については、福祉事務所への返還を求めないこととされたい。

2 学校給食費を被保護者に対して支給済みであるが、被保護者から学校に学校給食費が納付されていない場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、被保護者に対して臨時休業期間中の学校給食費に相当する額について、福祉事務所への返還を求めないこととされたい。

3 学校給食費を学校長に対して支給済みであり、福祉事務所に対して返還された又は返還される予定の場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

4 今後、被保護者又は学校長に対して学校給食費を支給予定であった場合の取扱いについて

学校給食費として請求のあった分はこれまでと同様に支給するとともに、上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

5 被保護者又は学校長に対して、既に臨時休業期間を考慮した学校給食費を支給済みである場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

6 臨時休業期間中の学校給食費に相当する額の算定にあたっては、関係部局等に確認した額若しくは学校給食費の1食あたりの単価に臨時休業日数を乗じて得た額を用いるなど、適切な方法で算定されたい。